

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十二号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和三十四年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第四項中「十二万円」を「十四万円」に改める。

第十四条第一項中「第二十四条の三十七」を「第二十四条の三十六」に改める。

第十九条中「十四万円」を「十六万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第二号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第三項中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成二十六年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。